

OFC住居班は 4/10/17
← ERC 住居班

OFC [REDACTED] での確認いただいた後、
官邸に正確に確認してもらう予定

福島第一原子力発電所から半径 20～30km 圏内の住民の 避難支援に関する当面の方針(案)

平成 23 年 3 月 10 日
原子力災害対策現地本部長

30km 圏外

1. 当面の避難支援についての対応方針

- (1) 福島第一原子力発電所から半径 20～30km の屋内退避指示区域は、住民の安全に万全を期すために念のために設けた区域であり、現在、積極的にこの圏外への避難を促しているものではない。
- (2) 一方で、福島第一原子力発電所から 20～30km 圏内の住民について、市町村の判断で福島県外への避難を希望する場合には、国と福島県が連携して、避難受入自治体や関係府省等と調整し、その避難を支援することとする。
- (3) 既に、半径 20～30km 圏内の市町村や住民から、圏外への避難の要望が出ていることから、調整が整った避難所から、段階的に避難の実施を支援することとする。

2. 避難支援の内容

(1) 避難を受け入れる地方自治体との調整

- ・福島県内からの住民の受入については、既に国に対して、茨城県、栃木県等から受入協力が可能との連絡を受けているところである。
- ・今後、市町村等から個別に避難の相談があれば、福島県が、受入地方自治体との間で具体的な受け入れ避難所の調整を行うこととする。

(2) 避難所までの移動手段の確保

- ・福島県内から県外の避難所への移動手段については、福島県から要望を受けて、原子力災害対策本部から、官邸を通じて関係省庁に依頼することとする。
- ・具体的には、国土交通省に対しては、バス及び運転手の手配の依頼を行うこととする。ただし、屋内退避区域へ入る作業であるため、必要数をできるだけ正確に特定するよう努めるものとする。

↑
前頁へ

・必要な場合には、自衛隊、警察に対しても協力を依頼することとする。

(3) 住民及び車両のスクリーニング、除染の実施

・受入地方自治体からの要請も踏まえ、原子力災害対策本部は、住民及び車両に対して福島県外へ出る前におけるスクリーニング及び必要な場合における除染を行うチームを派遣するものとする。

・その際、スクリーニングを行う地点の設定及びその情報提供を福島県及び原子力災害対策現地本部に対して依頼することとする。

(4) 受入避難所に対する支援

① 物資

・受入に必要な物資の調達支援については、受入を行う茨城県、栃木県等から原子力災害対策本部に対して、必要物資と数量を伝え、原子力災害対策本部は、福島県から要望を官邸を通じて関係省庁に依頼することとする。

② 世話人

・受入に必要な世話人の確保支援については、受入を行う茨城県、栃木県等から(株)東京電力等に対して、必要な世話人の人数を伝え、受入避難所への手配を依頼することとする。また、必要な場合には、官邸を通じて関係省庁に依頼することとする。

(5) 屋内避難の継続を希望する者への支援

① 自家用車利用のできる住民

・スクリーニング及び除染は行わないこととする。

・30km 圏外のガソリンスタンドに、ガソリンを補給するものとする。

② 自家用車利用のできない住民

・生活物資の調達支援については、福島県から原子力災害対策本部に対して、必要物資と数量を伝えることとする。

・原子力災害対策本部は、福島県から要望を受けて、官邸を通じて関係省庁に依頼することとする。

新たな避難指示に関するいわき市長からの要望

平成23年3月23日

1 要望内容

海岸線沿いにあるいわき市四倉といわき市平の行政境にある、原高野（はらごや）川と横川のところの原高字民の町（5～6軒）及び下神谷字大苗代（おおなわしろ）については、平地区に入るため今回の整理では避難対象とならないが、避難対象としてほしい。

2 回答

市長の判断で避難対象とすることも、また、個人が自主的に避難することもいずれにしても問題はない。

平成23年3月28日

関係市町村長 殿

原子力災害現地対策本部長

福島第一原子力発電所の20km圏内避難区域に対する警戒区域の設定について

福島第一原子力発電所の20km圏内の避難区域は、汚染されている可能性が高く、現時点において当該区域への立入りは大きなリスクがあります。

現状では、当該区域に対して警戒区域の設定がされていないことから、住民の立入りに対する強制力がなく、容易に当該区域へ立入ることができます。

よって、災害対策基本法第63条第1項に基づき、応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、当該区域からの退去を命ずることができるよう警戒区域の設定をお願いします。

以上

(問い合わせ先)

原子力災害現地対策本部

総括班 大村 (電話 [REDACTED])

住民安全班 高田 (電話 [REDACTED])

FAX (総括班・住民安全班共通 [REDACTED])

福島県災害対策本部原子力班→OFC住民安全班

市町村長の警戒区域設定権等について

今回の原子力災害に関する避難・屋内退避範囲については、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき、内閣総理大臣から県知事及び関係市町村長へ指示が出されている。

市町村長は、同法第28条第2項の規定に基づき、原子力緊急事態宣言があった時から、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間、避難のための立退き又は屋内への退避の勧告や指示ができる。(災害対策基本法第60条第1項の読み替え規定)

また、市町村長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、当該区域からの退去を命ずることができるとされている。(災害対策基本法第63条第1項の読み替え規定)

現状では、警戒区域の設定がされていないことから、住民に対する強制力がなく、県警の活動等に支障が生じている。

従って、関係市町村に対して、警戒区域を設定できるか、住民安全班で検討願いたい。